

最近の教育行政の動向

毒劇物取扱責任者の資格の確認について、今後の教員免許制度のあり方、平成14年度高校卒業者の就職内定状況と高卒者の職業生活の移行に関する研究最終報告について

国立教育政策研究所教育課程調査官
文部科学省初等中等教育局教科調査官

佐藤 義雄

毒劇物取扱責任者の資格の確認について

1 毒物劇物取扱責任者の資格の確認通知

厚生労働省医薬局審査管理局化学物質安全対策室長が平成14年1月11日に「毒物劇物取扱責任者の資格の確認について」の通知を各都道府県・保険所設置市・特別区の各衛生主幹部（局）長宛てに通知している。同時に文部科学省初等中等教育局参事官に文書連絡があり、同参事官から平成14年1月12日に各都道府県教育委員会教育長宛てにこのことについて事務連絡をしている。

厚生労働省の同通知では、「今般、高等学校学習指導要領が改訂され、平成15年4月入学者から適用されることを踏まえ、下記により取り扱うこととするので通知します。なお、毒物及び劇物取締法第8条第1項第2号に該当しない場合は、従前どおり毒物劇物取扱者試験を受けるよう指導願います。」とあり、これまでの認定科目に加え以下の科目と要件を示している。

1.以下の科目について、化学に準ずる科目とみなすこととします。

(1) 地球環境化学、(2) 工業技術基礎、(3) 課題研究

ただし、(2)及び(3)については、応用化学に関する学課を修了したことを証する書類において、科目名に「(化学)」等の字句が明示されて証明してあるものに限るものとします。(例：工業技術基礎(化学)、課題研究(化学))

なお、明示されていないものについては、従前どおり個別に地方厚生局あて照会してください。

2.高等学校において応用化学に関する学課を修了した者については、従前どおり、30単位以上の化学に関する科目を修得していることを確認してください。

表1 厚生労働省が示した追加基準

以上から、これまで化学工業系学科の学習上、重要でありながら認められていなかった環境保全技術関係の内容は、「地球環境化学」の科目から認められることとなった。また、条件付きではあるが、原則履修科目である「工業技術基礎」及び「課題研究」についても新たに認められることとなったことは、化学工業系学科にとって朗報である。この場合、応用化学に関する学課を修了したことを証する書類において、「工業技術基礎」または「課題研究」の科目について、たとえば「課題研究(化学)」と表示することが求められていることから、学修の記録である指導要録においては、該当科目の備考欄などに主たる学習分野として「化学」を記載しておくなどの工夫が必要となるであろう。

今回の認定基準の改訂は、これまでの各工業高等学校における化学工業系学科の実践の

積み重ねが評価されたものと思われる。平成15年度から学年進行で実施される新教育課程においても、さらなる内容の改善・充実を図っていく必要がある。

表2 毒物劇物取扱責任者資格の新しい認定基準を踏まえた全日制工業化学科の教育課程編成例
教科「工業」教育課程 例
工業化学科 全日制の課程

教科	科目	学 年			合計	単位の数の	
		1	2	3			
工業	原則履修科目	工業技術基礎	3			3	3
		課題研究			3	3	3
	共通の基礎科目	実習		5	5	10	10
		製図		2		2	(選択可)
		工業数理基礎	2			2	
		情報技術基礎	2			2	
	選択的基礎科目	材料技術基礎					
		生産システム技術			△2	0.2	
		工業技術英語		△2		0.2	
		工業管理技術					
	化学工業系分野の科目	工業化学	2	2	2	6	6
		化学工学		2	2	4	4
		地球環境科学		2	2	4	4
		セラミック工業		△2		0.2	
	学校設定科目	○○○		△2		0.2	
		△△△			△2	0.2	
		工業科目総計	9	13 17	14 18	36 44	30
	普通	普通科目総計	20	16 12	15 11	51 43	
特別活動	ホームルーム活動	1	1	1	3		
	総合的な学習の時間	0	0	0	0		
	合 計	30	30	30	90		

備考 「情報」2単位の履修は「情報技術基礎」2単位の履修で代替。
「総合的な学習の時間」は「課題研究」3単位の履修で代替。
△印のついた単位数は選択履修の単位数を示し、同一学年で最大2科目まで選択可。「工業数理基礎」「工業化学製図」を選択科目とすることにより、最低単位数を32単位とすることも考えられる。

今後の教員免許制度のあり方

平成14年2月21日の中央教育審議会「今後の教員免許制度の在り方について（答申）」がなされた。この答申のうち、工業科教員に關係のある内容について紹介する。

1 答申の概要

(1) 教員免許状の総合化・弾力化の方向性
隣接学校種への理解や教員の複数校種での「双方向」の交流の促進を図るため、現職教員が他校種の免許状を取得する際に、教職経験を評価することによって、その取得を促進する制度の創設を図るべきとしている。

(2) 専修免許状

ある特定の分野の単位を修得した場合に取得するものとし、その修得単位の分野を適切に示すものとするよう改善すべきであるが、専修免許状の種類を専攻分野別の区分とするのは将来的な課題とし、現時点においては、現在の学校種教科別は維持しつつ、専修免許状に、免許状取得のために履修した専攻分野を記載することにより、専修免許状の専門性（教員の得意分野）を明確にすることが必要であるとしている。

(3) 教員免許更新制

子どもたちに基礎・基本を確実に身に付けさせ、自ら学び自ら考える力などの「生きる力」を育成し、「心の教育」の充実と「確かな学力」の向上を実現することが求められており、教員にはこれらの要請にこたえられるよう、一層の指導力や力量の向上が求められる。一方で、一部の問題教員、指導力不足や研修に不熱心な教員、保護者や地域住民とのコミュニケーションが成り立たない学校や教員が不信感を生んでいる。そこで、①適格性の確保、②専門性の向上のため、①面接試験等を中心とした選考の実施、②条件付採用、

懲戒、分限、他職種への転職制度や③専門性向上のための研修制度の整備や教職10年を経過した教員に対する研修の実施などを提言している。

(4) 教員の資質向上

教員の適格性を確保するために、①指導力不足教員等に対する人事管理システムの構築、②教員免許状の取上げ事由の強化、③人物重視の教員採用の一層の推進、④教職10年を経過した教員に対する研修の構築などを提言している。

(5) 特別免許状の活用促進

特別免許状は、学士の学位、担当する教科の専門的知識・技能、社会的信望、熱意と識見を持つ者に対し、その者を教員として任命又は雇用しようとする者の推薦に基づき、学識経験者からの意見聴取を経て、教育職員検定により授与される特別免許状は、5年以上10年以内で教育委員会規則で定める期間、授与した都道府県内のみで有効となっている。しかし、特別免許状には有効期限があるため、転職して教員になろうという人が少ないと考えられることや社会人特別選考が一部の都道府県教育委員会を除きほとんど実施されておらず、社会人に対して教員採用の門戸が開かれていないことなどから、特別免許状の活用が進んでいない。そこで以下の提言をしている。①学歴よりその専門性を評価することが重要であるため、特別免許状の授与要件として、学士の学位を求めない。②特別免許状の授与を受ける者の身分の安定を図るため、特別免許状の有効期限を撤廃するなど。そのため、①教員免許状を持たない社会人に特別免許状の授与を前提とした特別選考の実施を検討すべき。②社会での実務経験が強く生かされる工業、商業、看護、情報、福祉、理科、公民等の教員について活用を検討すべきなどを提言している。

ものづくり教育を通じた実的な技術者育成には、企業経験や技術・技能に優れた人材の存在が必要であり、工業高校にとって重要な提言といえる

2 教育職員免許法の一部を改正する法律案の概要

(1) 他校種免許状による専科担任制度の拡充

中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者が小学校の相当する教科（国語、社会、算数、理科等）及び総合的な学習の時間の教授を担当することができるようにする。

高等学校の専門教科等（情報、農業、工業、商業、福祉等）の教諭の免許状を有する者が中学校の相当する教科（理科、技術等）及び総合的な学習の時間の教授又は実習を担当することができるようにする。

(2) 教職経験を有する者の隣接校種免許状の取得の促進

3年の教職経験を有する小学校等の教員が、中学校等の隣接校種の普通免許状を取得しようとするときに、免許状取得のために必要な単位数を軽減するとともに、その単位を大学だけでなく教育委員会が開設する講習等においても修得できることとする。

(3) 特別免許状の授与要件の見直し、有効期限の撤廃

学士の要件の撤廃など特別免許状の授与要件を見直す。5年から10年以内とした特別免許状の有効期限を撤廃する。

(4) 免許状の失効及び取上げに係る措置の強化

現職教員については、懲戒免職の処分を受け、その情状が重いと認められたときに限り免許状を取り上げることができるなどとする現行の規定を見直し、懲戒免職の処分を受けた者の免許状は失効することとし、免許状を授与しないこととする期間を3年とする。免許状取上げの処分を受けた者について、免許

状を授与しないこととする期間を2年から3年に延長する。

平成14年度高校卒業者の就職内定状況と高卒者の職業生活の移行に関する研究最終報告について

1 平成14年度高校卒業者の就職内定状況

平成14年3月末における新規高等学校卒業者の就職率（就職者の就職希望者に対する割合）は86.3%であり（昨年同期比2.9ポイント減）、過去最低を記録した平成11年度同期の88.2%を1.9ポイント下回る結果となった。

また、男女別に見ると、男子は89.1%、女子は83.1%で、昨年同期に比べそれぞれ2.8ポイント、3.0ポイント下回った。

なお、就職希望者のうち卒業までに就職に至らなかった者（以下「未就職卒業者」という）は約3万5千人（昨年約2万9千人）で、男子が約1万5千人（同約1万2千人）、女子が約2万人（同約1万7千人）となっている。

就職率を学科別に見ると、「工業」（93.1%）、「看護」（88.7%）、「商業」（88.4%）、「水産」（88.2%）、「総合学科」（87.7%）、「農業」（86.4%）、「家庭」（83.0%）、「普通」（81.3%）の順となっている（その他の学科は除く）。

また、就職率を都道府県別に見ると、就職率が高い県は、長野県（95.1%）、富山県（94.7%）、島根県（94.0%）、岐阜県（93.9%）、山口県（93.4%）の順となっている。就職率が低い県は、沖縄県（56.8%）、和歌山県（77.4%）、高知県（78.1%）、宮城県（78.1%）、大阪府（79.1%）の順となっている。

文部科学省では、このような状況を踏まえ、平成14年5月10日付けで各都道府県教育委員会等に対し、各都道府県労働局と連携した一層の求人開拓と未就職卒業者への配慮を要請するとともに、関係経済団体に対しても、新

規高等学校卒業者の採用枠の維持・拡大や未就職卒業者への応募機会の確保等を要請することとしている。

2 高卒者の職業生活の移行に関する研究最終報告(平成14年3月5日)

(1) 生徒・企業が互いに納得のいく仕事や企業、人材を選べる仕組みの整備

【就職慣行の見直し等】

①採用選考期日等全国的な取り決めについての透明性の確保、厚生労働、文部科学両省共同で「高等学校就職問題検討会議」を設置（議事公開）

②各高校における求人の一層の共有化の推進
企業に対して、指定校以外の高校からの応募機会の付与について働きかけ、求人情報ネットワーク基盤を整えることで高校における求人共有化を推進。

③各地域の状況を踏まえた就職の仕組み（応募・推薦方法等）についての見直し

各都道府県ごとに設置する「都道府県高等学校就職問題検討会議」において、毎年、下記選択肢を踏まえて方針を決定（議事公開）

イ 一次募集の時点から複数応募・推薦が可能。ただし、応募数は限定（2～3社まで）。

ロ 一次募集までは1社みの応募・推薦とする。それ以降（例えば、10月1日以降）は複数応募・推薦を可能にする。

(2) 就職を円滑化するためのサポートの充実

①高校における求人情報の共有化の推進、②求人企業と生徒との情報交換の機会の拡大、③企業・職業理解のためのインターンシップの促進など。

(3) キャリア形成の観点からの教育・職業能力開発等の基盤の整備

①小学校からのキャリア教育の推進・時代の変化を踏まえた教育内容等の改善充実、②

学校における就職支援体制の強化・ハローワークとの連携の強化、③高等学校就職支援教員（ジョブ・サポート・ティーチャー）の配置、④産業社会等について専門的な知見を有する外部人材をキャリアアドバイザーとして活用、⑤学校を離れた者へのキャリア形成、能力開発、就職活動などへの支援、若年者の

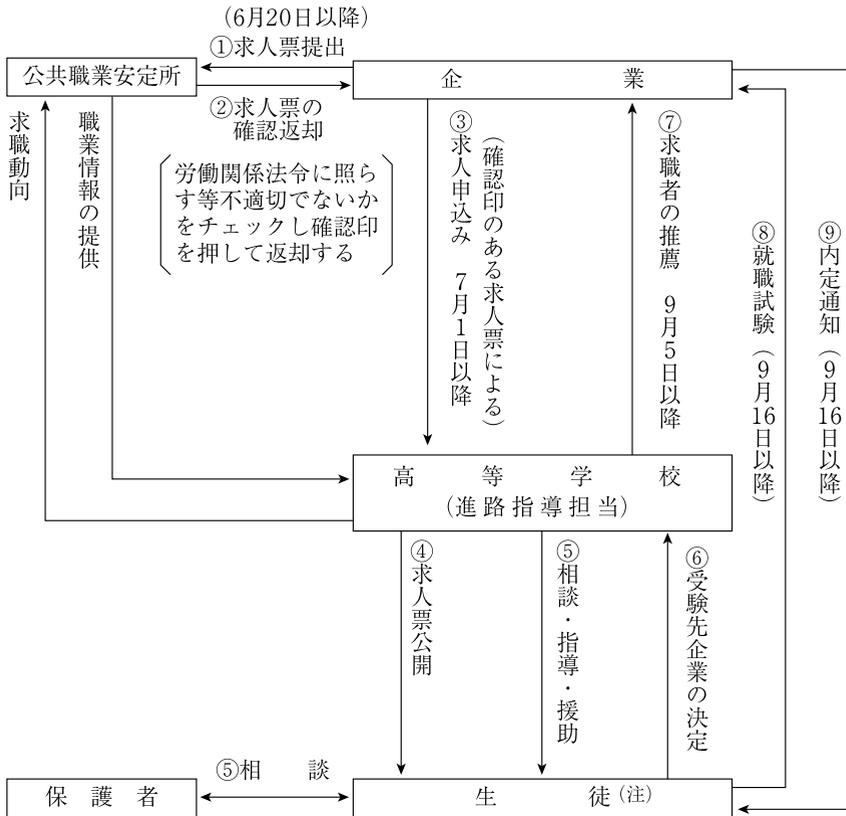
職業意識啓発に対する国民的な理解の促進。
 (4) 中長期的な展望に立った「職業生活への移行」の検討

労働力需要の構造変化に対応した高卒人材の資質向上方策や総合的な視点からみた職業生活への移行のあり方等の検討。

表3 平成14年3月高等学校卒業者の学科別の就職状況（平成14年3月末現在）

＜男子+女子＞		卒業者数 (A) (人)	就職希望者数 (B) (人)	就職希望率 (B/A) (%)	就職者数 (C) (人)	就職率 (D=C/A) (%)	未就職者数 (E=C) (人)	前年同期就職率 (F) (%)	前年同期比増減 (F-E) (ポイント)
普通	国立	2,049	34	1.7	23	91.7	2	85.8	6.9
	公立	649,439	72,476	11.2	66,968	81.6	13,601	84.6	-3.0
	私立	339,039	38,939	8.4	31,875	81.3	5,049	83.2	-4.0
計	971,517	111,422	10.2	98,866	81.3	13,558	84.8	-3.5	
農業	国立	0	0	—	0	—	0	—	—
	公立	35,353	19,425	55.1	16,791	86.5	2,631	96.3	-4.2
	私立	71	18	25.4	14	17.8	4	88.0	-2.3
計	35,353	19,443	55.3	16,805	86.4	2,632	96.3	-4.2	
工業	国立	180	7	3.9	7	100.0	0	100.0	—
	公立	82,289	82,234	98.6	46,872	94.0	3,151	98.9	-1.9
	私立	18,421	8,854	48.2	7,978	88.1	1,076	91.9	-3.8
計	110,890	91,125	82.3	54,857	93.1	4,221	96.3	-3.2	
商業	国立	0	0	—	0	—	0	—	—
	公立	87,219	48,289	48.3	36,344	90.3	3,945	92.0	-1.8
	私立	32,839	8,874	42.2	7,991	80.9	1,883	88.8	-4.9
計	110,058	57,163	48.4	44,335	88.4	3,823	90.7	-2.3	
水産	国立	0	0	—	0	—	0	—	—
	公立	3,674	2,397	66.2	2,114	88.3	283	90.8	-2.6
	私立	31	11	38.2	11	100.0	0	100.0	—
計	3,713	2,408	64.9	2,125	88.3	283	90.8	-2.6	
家庭	国立	0	0	—	0	—	0	—	—
	公立	14,359	8,949	48.0	4,966	83.2	1,003	86.8	-3.3
	私立	7,881	2,131	44.4	2,594	81.0	543	86.4	-3.6
計	21,835	11,080	42.1	7,562	83.0	1,543	86.9	-3.9	
看護	国立	0	0	—	0	—	0	—	—
	公立	2,980	217	18.2	298	91.9	27	90.8	0.9
	私立	2,440	876	35.9	590	87.4	85	87.4	0.0
計	6,535	1,093	15.2	888	88.7	113	88.9	0.2	
その他	国立	38	0	0.0	0	—	0	—	—
	公立	17,944	1,739	7.1	1,459	84.0	289	87.3	-2.0
	私立	12,291	1,888	12.1	1,264	81.4	289	81.0	-6.1
計	30,273	3,627	8.4	2,723	83.1	553	87.3	-4.0	
総合学科	国立	273	39	12.9	38	88.1	2	98.2	-1.9
	公立	18,788	8,661	38.4	4,872	87.8	653	90.7	-2.9
	私立	2,227	832	28.4	646	86.3	51	83.2	4.0
計	21,288	9,532	38.4	5,546	87.1	790	89.9	-2.9	
計	国立	2,540	83	3.9	85	89.4	7	91.4	-2.3
	公立	(3,130)	(70)	(2.2)	(64)	(65)	(0)	(0)	(0)
		827,352	286,472	21.4	174,972	87.3	25,498	89.9	-2.6
	(930,760)	(356,542)	(38.7)	(189,164)	(171,660)	(171,660)	(0)	(0)	
	私立	318,342	51,892	13.4	43,861	82.8	3,018	88.6	-4.0
(389,160)	(18,790)	(14.1)	(48,306)	(7,494)	(7,494)	(0)	(0)		
計	(1,318,241)	(252,424)	(19.2)	(217,943)	(86.3)	(34,521)	(89.2)	(-2.9)	
(1,329,062)	(266,930)	(20.1)	(238,164)	(18,776)	(18,776)	(0)	(0)		

注()内は前年同期の状況である。



【採用選考開始期日等】

- ①公共職業安定所による求人申込の受付…………… 6月20日
- ③学校への求人申込及び学校訪問開始…………… 7月1日
- ⑦企業へ生徒の応募書類提出開始…………… 9月5日
- ⑧⑨選考開始及び内定開始…………… 9月16日

(注) 新規中等教育学校卒業者を含むものであること

図1 高校を通じた新規高等学校卒業者の就職に関する仕組み